

## 地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第3条 委員は、医療又は経営に関し優れた識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

# 「地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会条例」の概要

## 1 条例制定の根拠規定

地方独立行政法人法

(地方独立行政法人評価委員会)

- 第 11 条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。
- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
  - 二 その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

## 2 評価委員会の主な所掌事務

- 設立団体の長による中期目標の作成・変更の際の意見
- 中期計画の作成・変更に対して設立団体の長が認可する際の意見
- 各事業年度及び中期目標期間における業務の実績についての評価
- 中期目標期間の終了時に設立団体の長が所要の措置を講ずる際の意見
- 設立団体の長による財務諸表の承認の際の意見 など

## 3 条例内容

- (1) 趣旨  
地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し、必要な事項を定める。
- (2) 組織  
委員 5 人以内  
特別の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。
- (3) 委員  
医療又は経営に関し優れた識見を有する者その他学識経験を有する者のうちから、市長が任命（任期 2 年）。
- (4) 委員長  
委員の互選により選任。
- (5) 会議  
委員長が招集。委員長が議長。定足数は過半数。